四　発行方法　日本銀行による借換えのための引受け
五　発行額　額面金額で三兆二千五百六十五億千万円
六　最低額面金額　千万円
七　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
八　発行日　平成二十一年九月二十四日
九　発行価格　額面金額百円につき九十九円八十二銭九厘
十　償還期限　平成二十二年九月二十一日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十一　償還金額　額面金額百円につき百円
十二　元金支払場所　日本銀行
十三　払込期日　平成二十一年九月二十四日

○財務省告示第三百三十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年九月二十九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十月八日

財務大臣　藤井　裕久

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五十七回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千五百六十三億八千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千九百九十五億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆二千五百四十四億二千四百八十四万九千円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千九百九十三億五千百三十八万六千円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十一年九月二十九日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭二厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭二厘八毛
十二　償還期限　平成二十一年十二月二十八日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十一年九月二十九日

○農林水産省告示第千四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町八川二五三九（次の図に示す部分に限る。）、二五四一の二三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町千原八九七の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町惣森一二二、一二四、一三〇、一三一、一三二の一、一三三、一三三、一三四の四、一三四の六、一三五、一三五の一、五六〇の一、五六〇の二、五六六の一、五六九の一、五六九の二、五七〇、五七一の二、五七二、五七四、五七五、五七九の一、五七九の三、五七九の四、五八〇の六、六三八
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）